

なぜ被災者は被告にされてしまったのか

— 東京都目黒区でおきている奇々怪々な人権蹂躪事件

中部 博

高額家賃の区民住宅をめぐる奇怪な事件

東京都の23区は、市町村に準ずる特別区で、選挙で区長と区議会議員を選ぶ地方自治体である。

目黒区はその23区のなかで人口28万人弱の小さくて目立たない区のひとつだ。私は目黒区を故郷とする区民のひとりである。

人権蹂躪事件があるみに出たのは、昨年（2021年）7月に、月額家賃19万円の目黒区の区民住宅Cで一人暮らしをしていたAさん（67）を被告とする裁判を、目黒区目黒区長が東京地方裁判所に提訴したからだ。区民住宅からの退去と、その時点で滞納している家賃約750万円を弁償しろという訴えである。

この事件は最初からずっと奇怪なのだが、まず区民住宅という公的住宅を理解しないと、最初の奇怪さがわからない。

目黒区は区民住宅を「中堅所得子育て世帯の住居支援を目的に設置し」と位置づけ、申し込み資格の第一番に「18歳未満の子が

いること」と書いている。

目黒区長の提訴によって被告にされてしまったAさんは、この区民住宅に入居した時点では夫婦二人だった。また夫が病死したあとには一人暮らしの年金生活者である。つまり最初からずっと区民住宅の位置づけや資格に合致していない。

この変則的な入居を指示し認めたのは、他ならぬ目黒区である。

区民住宅は「応急仮設住宅」とみなされた

なぜ、Aさんが区民住宅で生活していたか、という問いに答えがあるとすれば、Aさん夫婦は2011年3月の東日本大震災の被災者であり、目黒区がこの区民住宅を応急仮設住宅とみなしたからである。

宮城県気仙沼市で自営業をいとんでいたAさん夫婦は、大震災の津波で店舗兼住居をすべて失い、気仙沼での避難所生活を余儀なくされた。

さらに大震災で気仙沼の医療機関が機能

不全におちいり、夫はがん手術後の治療をうけられなくなつて病状を悪化させたが、気仙沼で治療を継続する見通しがたたなかった。

Aさん夫婦は気仙沼市と相談し、災害救助法にもとずいて、気仙沼市の友好都市である目黒区の支援申し出をうけることにした。夫は東京出身者であり、数年前まで夫婦二人で東京に住んでいたため、東京へ移転し治療を継続することにのぞみをかけた。

「目黒区からの支援申し出にすることができました。その時は、本当に助かったと思います。」とAさんは手記に書いています。

大震災から約2か月後の5月に、夫は単身で目黒区へ移転し、目黒区が用意した「応急仮設住宅」とみなす区民住宅Bで避難生活を始めた。病氣治療を再開できたのである。

Aさんは気仙沼の避難所に残り、生活と自営業の再建を3か月にわたつてこころみるが、震災直後の再建は困難だったので一旦断念し、単身生活をする夫を心配していたこともあり、8月に目黒区へ移転した。夫が暮らす区民住宅Bに同居して、夫婦二人の病氣治療を中心とする避難生活を開始した。その家賃全額を国が被災自治体の宮

城県をつうじて目黒区に支払う。

この区民住宅Bにおける避難生活は、およそ5年間つづいた。

自分勝手な決定を繰り返す目黒区

震災から5年後の2016年5月に、目黒区はAさん夫婦へ、区民住宅Cへの転居を指示した。またしても区民住宅である。

目黒区には「住宅に困っている収入の少ない世帯に対して、低額な使用料で賃貸する目的で設置されている」と位置づける区営住宅もある。このとき区営住宅に空きがあったというが、目黒区はふたたび区民住宅をAさん夫妻の応急仮設住宅とした。これが家賃19万円の区民住宅Cであった。

こうしたいきさつはAさんを支援する市民運動家たちが調べたものだが、なぜ目黒区が区営住宅にくらべて非常に高額家賃の区民住宅を二度つづいて選択したのか。その理由を目黒区は後出しジャンケンのように説明してみせたりするが、目黒区の住宅政策のブレが露呈するだけで、目黒区が裁判を有利に進めるための小賢しい方便という印象はいなめない。

この区民住宅Cへ転居した後に、夫の病状が急変し、病魔は生命をおびやかし始めた。Aさんはこう書いている。

「夫の病状がさらに悪化し、脳梗塞を起

こした上に、今までとは別のがんも見つかり、2017年からは車いす生活で、2018年1月には2度目の脳梗塞を起し、誤謬性肺炎を繰り返し廃用症候群を発症、3月には明朝まで持たないという状況になりました。」

こうした最中の2017年9月に、目黒区は半年後の応急仮設住宅の打ち切りを、Aさん夫婦へ通知してきた。

あまりにも安易な考えをする目黒区行政

災害救助法の応急仮設住宅の設置には期限が定められている。段階的に被災者を救助支援していく考え方の法律だからだ。その期限がきたので、国は応急仮設住宅の制度を打ち切り、次の段階の救助支援制度に移行する。

そのことを目黒区はAさん夫婦へ伝えてきたが、強引であった。つまり半年後には応急仮設住宅の家賃を国が払わなくなるので、家賃全額を支払って住みつづけるか、立ち退くか。あるいは気仙沼の災害公営住宅へ引っ越すかという三択である。

しかし言うておくが、たとえば東京都の対応はまるでちがった。東京都の支援をうけて東京都の公的住宅を応急仮設住宅としていた被災者たちは、応急仮設住宅の制度が打ち切りになっても、希望すれば東京都

の公的住宅での生活を継続できた。東京都が応急仮設住宅の期限到来を見越して、被災者たちが引き続き東京都の公的住宅で生活ができる対策をおこなったからだ。こうした自治体による対策は、東京都だけに限らず、おそらく被災者をうけいれたすべての自治体でおこなわれている。

すでに1997年、当時の厚生省は「(応急仮設住宅を設置した自治体が) 恒久住宅への移転を推進・支援すること」という国の指針を出しているからだ。2017年には「住宅セーフティネット制度」が始まっている。

こうした東京都などの対策や国の指針と制度は、住む場所という基本的人権を守るためにあるものだ。社会福祉である。

この指針や対策そして制度などを目黒区が知らなかった可能性があるそうだが、たしかに目黒区の対応はAさん夫婦に退去を迫るだけであった。

ここでも奇怪なのは、国の指針を知らなかったとしても、憲法で定める基本的人権と社会福祉の思想からみて、Aさん夫婦に対する目黒区の対応が、人権を蹂躪すると考える職員がいなかったことだ。そんなことがあるのかと思うが、目黒区はきわめて安易に基本的人権を蹂躪した。ひとりの区民として、このような安易な決定をする目黒区行政の怖さは半端ではない。

Aさんと話し合わない目黒区の怠慢

Aさんは目黒区の対応について、こう綴っている。

「私は打ち切りの半年ほど前から、区の担当者に低廉な公営住宅への転居を相談していました。夫が余命宣告を受けていても気仙沼へ戻れる状況ではないことや、年金頼みの生活であること、それまでも公営住宅に応募してきたものの当選できず、打ち切り後の住まいを自力で確保できる見込みが立たなかったからです。」

「また、移動は不可能という夫の診断書や治療費の明細を区に提出し、退去の猶予を求めたりもしました。しかしどんな時も、区の担当者からは『とにかく出ていってもらわないと困る』と言われるばかりでした。」

目黒区は相談には応じず、一方的な通告どおり、2018年3月末で応急仮設住宅を打ち切り、Aさん夫婦へ、区民住宅の明け渡しと、打ち切り後の家賃の弁償を要求した。

この年の10月に夫が亡くなった。その後Aさんは他の制度を利用して転居する相談を目黒区に二度ほど持ちかけているが、目黒区は相談に応ずる姿勢を一切みせなかったとAさんは言っている。

そして奇々怪々の決定打となる目黒区議会の全員一致の決議がおこなわれる。

区議会の全会一致でAさんは被告となった

目黒区は「Aさんが不当に区民住宅を占拠している」として、2021年6月の目黒区議会・第2回定例会へ、Aさんへの退去と弁償をもとめる裁判を起こす議題を提起した。

提起をうけた企画総務委員会では、疑問をもって質問を重ねたり要望をつけたりする委員（区議会議員）がいたが、どういうわけか委員会の全会一致の賛成で本会議へおこられた。その本会議でも全議員の賛成をもって可決された。

目黒区区議会議員はこのとき、自民党10人、公明党6人、共産党5人、立憲民主党2名、NHK党1名、維新の会1名、諸派および無所属10人の合計35人がいたが、全員賛成だった。すでにAさんから相談をうけていた議員がひとりいたそうだが、事情を知るその議員も反対をしていない。

この異常な決議は先例主義からきたそうだが、いままで公的住宅における家賃滞納事件では全員一致で賛成してきたという慣習があったからだという。「議会制民主主義の限界」という深刻な言葉が冗談に聞こえ

るほどの愚鈍なる事態であった。Aさんが感じた恐怖と孤独を考えると身がすくむ。

裁判でAさんの代理人になった弁護士は、区議会議員が区役所に「騙された」と言っていたが、それが事実であれば目黒区は自分たちの間違いをわかってやっていたことになる。

「騙された」全議員は被害者だが、基本的人権にかかわる議題だったにもかかわらず、Aさんから直接に事情を聞こうとしない議員はひとりもいなかった。

目黒区長と区議会議員に勇氣と器量があるなら提訴を取り下げて話し合いで解決すべきだ

こうして目黒区も区議会も自浄作用を失ったまま、Aさんを被告とする裁判が2021年夏に東京地裁で始まった。

第1回公判で「和解」を提案したAさんに対して、目黒区の代理人は「和解はしない。とことん闘う。なぜなら目黒区議会で決まったことだから」と主張した。責任転嫁の主張だが事実である。

裁判開始後3か月ほどで、Aさん区民住宅から退去し、知人宅へ身を寄せた。目黒区は第2回公判では些細な事柄をあげて退去を認めなかったが、第5回公判では退去を認めて「訴え変更申立書」を出したので、



次々とフライヤーを発行し運動が盛り上がっている。裁判傍聴は満員で、集会には50人以上が集まる。

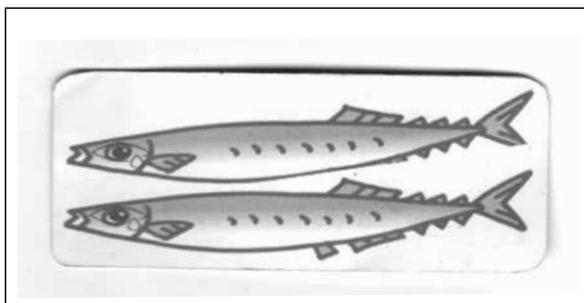
この裁判の主要な争点は完全に解決した。残るは約850万円にまで積み上げられた家賃の弁償の争いだけである。目黒区が短期で終了する甘い見通しで提訴した裁判は、すでに1年間をすぎて長期化している。Aさんと代理人弁護士が主張する反論を目黒区が処理しきれていないからだ。Aさんを支援する市民運動「めぐろ被災者を支援する会」がパワフルに活動している。「裁判の取り下げ」と「話し合い解決」を求める4000筆以上の署名を集め、裁

判での反論を支える調査チームが活躍し、公判では傍聴席からあふれる傍聴人を集めている。門前払いを食いつづけても諦めない連続的な陳情、その陳情を審議する区議会委員会の傍聴、区役所前でのビラまきと、あらゆる直接行動をおこなっている。

だが、議会の自浄作用がなくなっただけ、もはや責任のすべてをもちたされた目黒区長と目黒区議会議長は「係争中の事件」を理由に解決行動をとっていない。区長と議長はAさんの人権を蹂躪したことが、全区民の人権を蹂躪したことには他ならないという、日本国憲法の道理を理解しようとしていない。理由にならない理由を口にして社会的な責任と義務をはたさない彼らは、みずからドロ沼に足を踏み入れてしまった。

このドロ沼は何よりもAさんを苦しめつづけている。Aさんの不安を考えると胸が痛い。また区民たちは、区長と議会への不信をいだき、区の議員も職員たちも深く悩んでいるにちがいない。だが今後とも区議会と区役所の不名誉なおこないが次々と露見していくはずだ。その不名誉の直撃をうける人たちは、職責と人間性を問われるのだから、見たくもない悪夢であろう。

もはや最後の砦となった区長と区議会議長は、早々に提訴を取り下げる行動を起こし、Aさんとの話し合い解決に踏み出すべ



*「めぐろ被災者を支援する会」のシンボルマークは2匹のさんま。落語『目黒のさんま』を由来とする。

連絡先：153-0004
目黒区鷹番2-20-18-403
連絡先メールアドレス：meegrohaisaiya@gmail.com

きだ。それが選挙で選ばれた者の勇氣と器量というものだろう。

立憲民主主義は、人びとが選挙で選んだ議員や行政の長、そして公務員などに、日本国憲法を守らせることだ。選挙や多数決は方法論と手段にすぎない。

ぜひ、この事件に関心をもっていただけきたい。裁判傍聴など連帯と協力を頂戴したい。「めぐろ被災者を支援する会 meegrohaisaiya.blogspot.com」の端くれメンバーのひとりとしてお願いを致します。

(なかべ・ひろし/ノンフィクション作家)